

始めにこの資料を御覧ください。

# 退職に係る手続等の概要 (説明動画のご案内)



公立学校共済組合広島支部  
一般財団法人広島県教育職員互助組合  
広島県教育委員会

1

はじめに、退職に係る手続等の概要と、説明動画のご案内をいたします。

## 退職時にする手続①(全員)

- 1 組合員証等(保険証)を所属所に返す!
- 2 退職後に加入する公的医療保険制度を  
選ぶ!
- 3 退職届書を共済組合に提出する!

2

退職時に、全員の方にさせていただく手続は、次の3つです。

- 1 組合員証等(保険証)を所属所に返す。
- 2 退職後に加入する公的医療保険制度を選ぶ。
- 3 退職届書を共済組合に提出する。

## 退職時にする手続②(互助組合加入者全員)

- 4 退会給付金請求書を互助組合に提出する！
- 5 (希望者のみ)退職医療組合員申出書を互助組合に提出する！
- 6 (再度共済組合の一般・短期組合員になる方で希望者のみ)加入申込書を互助組合に提出する！

3

さらに、一般財団法人広島県教育職員互助組合に加入している方は、  
4 退会給付金請求書を、互助組合に提出してください。

また、希望される方は、

5 退職医療組合員申出書を、互助組合に提出してください。

6 再度任用され、共済組合の一般組合員又は短期組合員になる方で、希望される方は、加入申込書を、互助組合に提出してください。

以上の手続について、説明動画を作成しております。

## 退職時にする手続③(その他)

---

7 退職後の福祉事業・その他の手続

8 (県費負担職員のみ)退職手当の仕組み等

4

また、全ての方が対象となるわけではありませんが、

7 退職後の福祉事業・その他の手続

8 県費負担職員の退職手当の仕組み等

についての説明動画も作成しておりますので、御覧いただければと思います。

それでは、次のページから、手続と説明動画等について簡単にご案内します。

## 1 組合員証等(保険証)を所属所に返す！

★ 退職時に、所属所に組合員証等(保険証)を返してください

○ 今の組合員証や被扶養者証(保険証)は、退職後は使用できません

→使用すると、共済組合が負担した医療費等(7割分等)を返還してもらうこと  
になります

○ 組合員証や被扶養者証を返却した後に病院にかかる時は、退職後に加入  
する公的医療保険の手続きの窓口等に相談してください

⇒ 詳しくは、「1-1 退職後の医療制度」の動画を見てください！

5

### 「1 組合員証等(保険証)を所属所に返す」

年度末退職の場合、今お持ちの組合員証や被扶養者証等のいわゆる「保険証」は、4月1日以降使用できません。必ず退職時に所属所にお返してください。

なお、4月以降に誤って保険証を使用した場合、当共済組合が負担した7割部分等の医療費等を返還していただきます。

組合員証や被扶養者証を返却した後に病院にかかる時は、退職後に加入する公的医療保険の手続きの窓口等に相談してください。

このことについては、「1-1 退職後の医療制度」の動画で案内しておりますので、是非ともご覧ください。

## 2① 退職後に加入する公的医療保険制度を選ぶ！

○ 退職後は、次の4つのうち、どれかに加入します！

- ① 再就職先の医療保険に加入
- ② 家族が加入する医療保険の被扶養者
- ③ 公立学校共済組合の任意継続組合員
- ④ 国民健康保険に加入

⇒ 詳しくは次ページの図

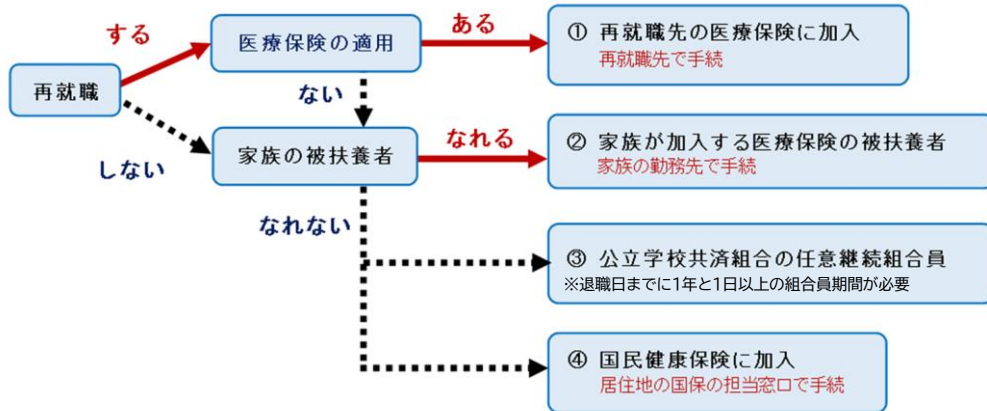
6

### 「2① 退職後に加入する医療保険制度を選ぶ」

退職すると現在加入している公立学校共済組合の組合員の資格を喪失するため、次の医療保険に加入しなければなりません。

選択肢としては、① 再就職先の医療保険に加入、② 家族が加入する医療保険に被扶養者として加入、③ 公立学校共済組合に任意継続組合員として加入、④ 国民健康保険に加入、の4つになります。

## 2② 退職後に加入する公的医療保険制度を選ぶ！



### 「2② 退職後に加入する医療保険制度を選ぶ」

退職後にどの医療保険制度に加入するかについて、フロー図を使って説明します。

まず、退職後「再就職する場合」で、「再就職先における医療保険の加入要件を満たすとき」は、①のとおり、再就職先の医療保険に加入することとなります。

4月以降、再就職先や所属所で手続を行い、新しい保険証等を取得してください。

ただし、「再就職する場合」であっても、「再就職先における医療保険の加入要件を満たさないとき」は、「再就職しない場合」と同様の流れになります。

次に「再就職しない場合」について、説明します。

退職後の年間収入が130万円未満、60歳以上の方や障害年金受給相当の障害がある方は180万未満の場合で、「扶養してくれる家族がいる」ときは、②の「家族が加入する医療保険の被扶養者」になることが考えられます。これは、ご家族が健康保険や共済組合に加入していることが前提になります。

ただし、被扶養者の細かい取扱いは保険者によって異なりますので、こちらを希望される場合は、まずは被扶養者になれるかを、事前にご家

族の勤務先に確認しておいてください。

次に、「家族の被扶養者になれない」ときは、フローのとおり、③の「公立学校共済組合の任意継続組合員」になる、または、④の「国民健康保険に加入」する、の2つの中から選択することになります。

④の「国民健康保険に加入」する場合は、居住地の国民健康保険の担当窓口で手続きを行ってください。

③の「公立学校共済組合の任意継続組合員」になるには、退職日までに1年と1日以上の間組合員期間が必要となるため、注意をしてください。

③の「公立学校共済組合の任意継続組合員」になる場合は、期限までに当共済組合に書類を提出する必要があります。



## 2③ 退職後に加入する公的医療保険制度を選ぶ！

- ★ 「③ 公立学校共済組合の任意継続組合員」を希望する場合、退職の日から起算して**20日以内**に、「任意継続組合員申出書」を提出してください  
**(共済組合に必着)**

<令和6年3月31日付け退職の場合>

一次締切 令和6年3月15日(金)

最終締切 令和6年4月19日(金) **共済組合に必着**

最終締切を過ぎた場合、受理できず任意継続組合員になれません

⇒ 詳しくは、「1-1 退職後の医療制度」「2-1、2-2 任意継続組合員(資格・短期給付編)(掛金編)」の動画を見てください！

8

### 「2③ 退職後に加入する医療保険制度を選ぶ」

任意継続組合員を希望する方は、任意継続組合員申出書を退職時の所属所の証明を受け、提出期限までに共済組合に提出してください。

「提出期限」は、退職の日を含めて20日以内となります。

年度末退職の場合、最終締切が、4月19日までとなります。この締切日は所属所ではなく、共済組合での受理期限となります。この期限は法律で定められているため、期限を過ぎたり、申出書に不備あったりすると受理できません。

そのため、提出前に不備がないかご自身で確認後、郵送の場合は4月19日までに確実に当共済組合に届くよう、提出してください。

年度末退職の場合、申出書は既に受付を開始していますので準備が整い次第、早めの提出をお願いします。なお、提出の際は、控えとして申出書をコピーし、必ず保管しておいてください。

詳しくは、医療保険制度の概要については「1-1 退職後の医療制度」、そのうち任意継続組合員については「2-1、2-2 任意継続組合員(資格・短期給付編)(掛金編)」で案内しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

### 3 退職届書を共済組合に提出する！

★ **令和6年4月15日(月)まで**に、共済組合に  
**退職届書を提出(共済組合に必着)**(退職日前の提出可)

○ 提出しないと、将来、年金を受け取る時の  
手続に影響があるかも！

⇒ 詳しくは、「3-1 退職後の年金制度」の動画を見てください！

「3 退職届書」についてです。

令和6年4月15日(月)までに、共済組合に退職届書を提出してください。退職日前に提出していただいても結構です。

提出されないと、将来、年金裁定請求書が届かないなど、年金を受け取る時の手続に影響がある可能性があります。必ず、期限までに提出してください。

詳しくは、「3-1 退職後の年金制度」の動画をご覧ください。

#### 4 退会給付金請求書を互助組合に提出する！

- 加入期間に応じて、互助組合から給付金が受け取れる！ **互助組合に**請求書を提出してください！
- 請求書を出さないと、給付金を受け取れません！

⇒ 詳しくは、「5-1 互助組合全般(手続・制度・再加入)」  
「第1 退職時給付金等の手続」の動画を見てください！

10

続いて、一般財団法人広島県教育職員互助組合に加入されている方のみの手続です。

「4 退会給付金請求書を互助組合に提出」について、加入期間に応じて、互助組合から給付金が受け取れます。

必ず、互助組合に請求書を提出してください。

請求書を提出しないと、給付金を受け取れません。

詳しくは、「5-1 互助組合全般(手続・制度・再加入)」の動画の「第1 退職時給付金等の手続」をご覧ください。

5(希望者のみ)退職医療組合員申出書を互助組合に提出!

- 4の互助組合からの給付金を元手に、加入を希望する場合は、**令和6年4月30日(火)まで**に、互助組合に**退職医療組合員申出書**を提出!  
(互助組合に必着)

- 病院に行くことが多い人は、お得になるかも?

⇒ 詳しくは、「5-1 互助組合全般(手続・制度・再加入)」  
「第2 退職後の互助制度」の動画を見てください!

11

「5 (希望者のみ) 退職医療組合員申出書を互助組合に提出」について、

4の互助組合からの給付金を元手に、加入を希望する方は、令和6年4月30日(火)までに、退職医療組合員申出書を互助組合に提出してください。

病院に行くことが多い人は、お得になるかもしれません。

詳しくは、「5-1 互助組合全般(手続・制度・再加入)」の動画の「第2 退職後の互助制度」をご覧ください。

6(再度共済組合の一般・短期組合員になる方で希望者のみ)  
加入申込書を互助組合に提出！

- 退職後に再度任用され、共済組合の任意継続組合員ではなく  
一般・短期組合員になる方で、互助組合に再度加入を希望する方

⇒ **令和6年4月19日(金)まで**に、互助組合に  
**加入申込書を提出！(互助組合に必着)**

- 5の退職医療制度との重複加入はできません。

⇒ 詳しくは、「5-1 互助組合全般(手続・制度・再加入)」「第3 退職後に有期職員(再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員)となられる方の互助組合の加入等」の動画を見てください！

12

「6 (再度共済組合の一般・短期組合員になる方で希望者のみ)加入  
申込書を互助組合に提出」について、

退職後に再度任用され、共済組合の任意継続組合員ではなく、一般組合員又は短期組合員になる方で、互助組合に再度加入を希望する人は、令和6年4月19日(金)必着で、加入申込書を互助組合に提出してください。

5の退職医療制度との重複加入はできません。

詳しくは、「5-1 互助組合全般(手続・制度・再加入)」の動画の「第3 退職後に有期職員(再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員)となられる方の互助組合の加入等」をご覧ください。

## 7 退職後の福祉事業・その他の手続

- 退職後に、共済組合の保健事業・貸付事業のほか、財形貯蓄やiDeCoはどうなるか？

⇒ 詳しくは、「[4-1 退職後の福祉事業](#)」「[4-2 その他の手続](#)」の動画を見てください！

13

「7 退職後の福祉事業・その他の手続」についてです。

退職後に、共済組合の保健事業・貸付事業のほか、財形貯蓄やiDeCoはどうなるかについては、

「[4-1 退職後の福祉事業](#)」「[4-2 その他の手続](#)」の動画をご覧ください。

## 8 (県費負担職員のみ)退職手当の仕組み等

- 普段見ることのない、退職手当の計算の仕組みが分かる動画あり！(県費負担職員のみ)

⇒ 詳しくは、「6 退職手当」の動画を見てください！

14

最後に、「8 (県費負担教職員のみ)退職手当の仕組み等」についてです。

県費負担教職員の方のみになりますが、普段見ることのない、退職手当の計算の仕組みが分かる動画があります。

「6 退職手当」の動画をご覧ください。

以上で、退職に係る手続等の概要と、説明動画のご案内を終わります。